

経営管理 システム

社会的責任を果たしていくための
経営管理システム(ガバナンス、
経営管理の枠組み、内部統制強化への取組み、
内部監査、コンプライアンス)、
地域活性化・金融円滑化に向けた取組みや
人材マネジメントを紹介しています。

- p38 経営体制(コーポレートガバナンス)について
- p47 経営管理の枠組み(リスクアベタイトフレームワーク)
- p49 内部統制強化への取組み
- p53 内部監査体制
- p54 社会に信頼される金融機関であり続けるために
- p60 地域活性化・金融円滑化に向けた取組み
- p63 必要人材群の形成と職員エンゲージメントの醸成

経営体制(コーポレートガバナンス)について

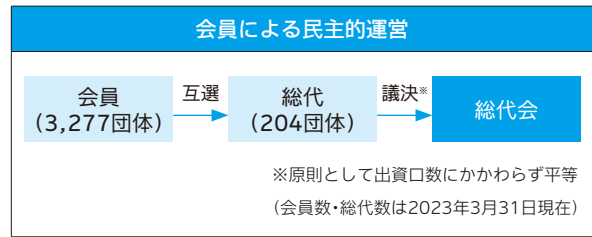
■ 当金庫の経営体制

当金庫は、農林水産業者の協同組織の全国金融機関であると同時に、国内外での巨額な資金運用を通じて金融・資本市場に大きな影響を及ぼす機関投資家としての側面をあわせ有しています。これを受けて、当金庫の意思決定は、「総代会」の決定事項を遵守しつつ、農林中央金庫法に定められた「経営管理委員会」と「理事会」が協同組織の内外の諸情勢を踏まえ、分担・連携する体制としています。

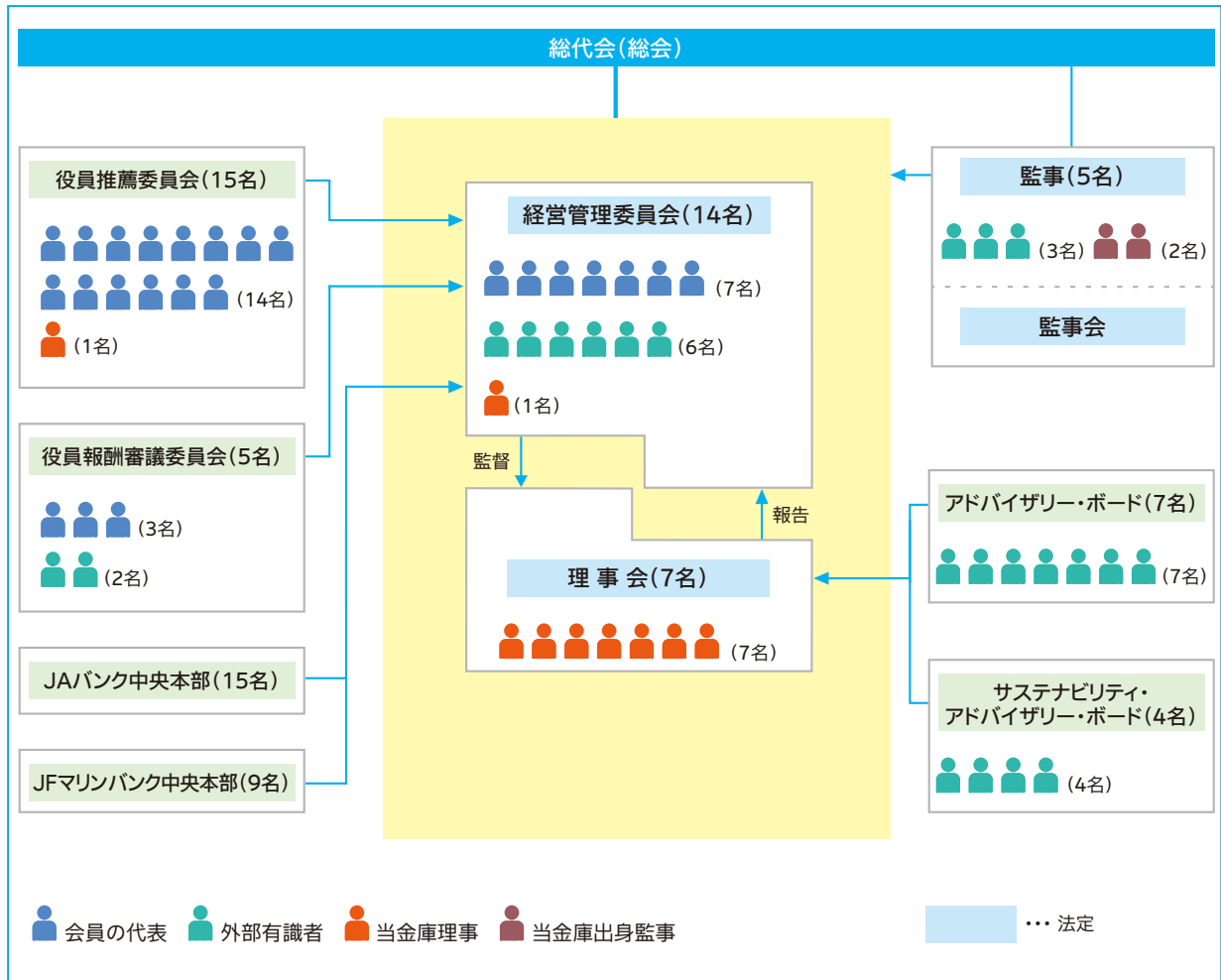
■ 総会・総代会

農林中央金庫法および定款により、総会は会員により構成される最高の意思決定機関、総代会は総会に代わる意思決定機関として定められています。当金庫においては総代会による運営を基本としています。

総代会においては、会員が互選した総代により、株式会社の1株1議決権とは異なり、原則として、出資口数にかかわらず平等に、定款変更、経営管理委員の選任のほか、事業報告書・剰余金処分案などの機関決定を行います。



農林中央金庫の経営体制(2023年7月1日現在)



経営体制(コーポレートガバナンス)について

■ 経営管理委員会

総代会に付議または報告する事項などのほか、農林水産業者の協同組織にかかる重要事項の決定などを行うとともに、理事を会議に出席させ説明を求めたり、総代会に対して理事の解任を請求できるなど、理事の業務執行に対する監督権限を有しています。委員は、会員である協同組合などの役員、農林水産業者または金融に関して高い識見を有する者のなかから、会員の代表などによる役員推薦委員会の推薦を受け、総代会において選任されます。

2023年7月1日現在、14名の経営管理委員で構成されており、うち出資者たる会員を代表として選出された農業・漁業・林業等の団体の代表者(会員の代表)が7名、金融に関する高い識見を有する者(外部有識者)が6名、当金庫理事が1名です。

また、経営管理委員会のもとには、「役員推薦委員会」、「役員報酬審議委員会」、「JAバンク中央本部」、「JFマリンバンク中央本部」の各委員会が設置されています。(詳細はP.41)

会員の代表・外部有識者へ期待する役割

農林水産業者代表・協同組合組織代表の立場、独立・客観的な立場として、以下の役割を期待

理事の業務執行・利益相反の監督

存在意義(パーパス)の実現に向けた貢献

執行からの提案に対する適切な意思決定

スキル・経験に基づく執行への意見・助言・要請と議論

■ 理事会

経営管理委員会の決定事項を除く業務執行の決定や、理事の職務の執行にかかる相互監督を行っています。理事は、経営管理委員会で選任され、総代会での承認を経たうえで就任します。また、理事7名のうち1名は経営管理委員としても選任されており、経営管理委員会と理事会の意思決定がそれぞれ相互に密接な連携を保つように配慮しています。

■ 経営管理委員会・理事会の実効性評価

当金庫は、経営管理委員会および理事会の実効性評価を実施しています。独立した外部コンサルタントも

活用したうえで、経営管理委員・理事・監事を対象にアンケート調査やインタビューを行い、実効性の分析・評価を実施のうえ、その結果を経営管理委員会および理事会に報告しています。

2022年度の実効性評価に関する概要は以下のとおりです。

(1) 経営管理委員会

2022年度から、実効性評価を開始し、議案の性質に応じたポイントを絞った説明等により協議時間が確保され、その時間を有効活用して多様な意見が出される等、議論の充実化傾向にあることを確認しました。

今後は、運営高度化に向けて、多面的な議論を深化させていくための研修機会の提供や、理事会による執行のフォローアップ強化等に取り組むとともに、専門性・多様性の確保に向けた委員構成や議論対象の在り方等の中長期的な課題についても、継続的な検討を進めていきます。

(2) 理事会

これまでの運営改善の取組みの結果として、実効性そのものは引き続き改善傾向にあると評価しつつ、資料の論点明確化や戦略間の比較・全体整合性を踏まえた経営としての優先順位付けの議論については、更なる改善が期待されることを確認しました。

今後は、これら分析・評価を踏まえて、資料の在り方等の不断の見直しやリスク・アペタイトフレームワーク等を活用したリスク・リターンの一體的協議に取り組み、更なる実効性の向上に努めていきます。

■ 監事・監事会

監事は、総代会で直接選任され、経営管理委員会および理事会の決定、経営管理委員および理事の業務執行全般を監査しています。また、監事によって組成された監事会が農林中央金庫法に基づき設けられています。

なお、監事5名のうち3名は農林中央金庫法第24条第3項に定める要件を満たす監事で、株式会社の社外監査役に相当するものです。

※農林中央金庫法第24条第3項:監事のうち一人以上は、次に掲げる要件の全てに該当する者でなければならない。

- 一 農林中央金庫の会員である法人の役員又は使用人以外の者であること。
- 二 その就任の前五年間農林中央金庫の理事、経営管理委員若しくは職員又はその子会社の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、執行役若しくは使用人でなかったこと。
- 三 農林中央金庫の理事、経営管理委員又は支配人その他の重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族以外の者であること。

経営管理委員

出資者たる会員を代表して選出された 農業・漁業・林業等の団体の代表者(会員の代表)	
氏名	所属
中家 徹	一般社団法人全国農業協同組合中央会 代表理事会長
坂本 雅信	全国漁業協同組合連合会 代表理事会長
中崎 和久	全国森林組合連合会 代表理事会長
平本 光男	神奈川県信用農業協同組合連合会 経営管理委員会会長
寺下 三郎	大阪府信用農業協同組合連合会 経営管理委員会会長
久保田 正	九州信用漁業協同組合連合会 経営管理委員会会長
前川 収	熊本県森林組合連合会 代表理事会長

金融に関する高い識見を有する者(外部有識者)	
氏名	選任理由
坂東 眞理子	内閣府男女共同参画局長、一般社団法人農山漁村女性・生活活動支援協会会長、昭和女子大学総長等をはじめとする多様な職歴と豊富な経験を有し、金融を含めさまざまな社会分野に関する高い識見を有しているため選任しました。
田邊 昌徳	日本銀行信用機構局長、預金保険機構理事長等を歴任しており、金融に関する高い識見と豊富な経験を有しているため選任しました。
小林 栄三	伊藤忠商事株式会社代表取締役社長・代表取締役会長等を歴任しており、金融を含めさまざまな社会分野に関する高い識見と豊富な経験を有しているため選任しました。
佐藤 隆文	金融庁検査局長・監督局長・長官、日本取引所自主規制法人理事長等を歴任しており、金融に関する高い識見と豊富な経験を有しているため選任しました。
皆川 芳嗣	林野庁長官、農林水産事務次官等を歴任し、農林水産業に関する高い識見と豊富な経験を有しているため選任しました。
國廣 正	国広総合法律事務所の代表として、弁護士としての豊富な経験と、法務全般や企業の危機管理・リスク管理態勢構築に関する高い識見・専門性を有しているため選任しました。
当金庫理事	
氏名	役職
奥 和登	代表理事理事長

経営管理委員および理事の専門性一覧（スキルマトリクス）

		経営	財務・会計	法務・リスク管理	事務・IT	農林水産業	協同組合	国際	金融	ESG・サステナビリティ	人材開発・D&I	
経営管理委員	会員の代表(7名) 〔共通して有するスキルを表示〕	●				●	●					
	外部有識者	坂東 眞理子	●		●			●	●		●	●
		田邊 昌徳	●	●	●				●	●		
		小林 栄三	●			●	●		●			
		佐藤 隆文	●	●	●				●	●	●	
		皆川 芳嗣			●		●	●			●	●
		國廣 正			●		●	●	●		●	
理事	当金庫理事	奥 和登	●			●	●	●	●	●	●	
		八木 正展	●				●			●	●	
		湯田 博		●					●	●		
		秋吉 亮				●	●	●		●		
		吉田 光			●	●		●		●		
		北林 太郎		●					●	●	●	●
		半場 雄二				●				●		

注 上記記載は経営管理委員および、理事に対し、特に期待する分野であり、対象者の有するすべての知見・経験を表すものではありません。

経営体制(コーポレートガバナンス)について

■ 委員会等

● 役員推薦委員会

当金庫の経営管理委員・理事・監事候補者の選定に関する事項を審議し、経営管理委員会・総代会に推薦を行う機関として、2001年に役員推薦委員会を設置しました。2023年7月1日現在、15名で構成されており、うち14名が会員の代表、1名が当金庫理事長です。

● 役員報酬審議委員会

当金庫の役員報酬・退職慰労金に関する事項について経営管理委員会からの諮問を受け審議する機関として、2010年に役員報酬審議委員会を設置しました。2023年7月1日現在、5名で構成されており、うち3名が会員の代表、2名が外部有識者です。

● JAバンク中央本部・JFマリンバンク中央本部

主に協同組織代表の委員と当金庫の理事である委員から構成される「JAバンク中央本部」および「JFマリンバンク中央本部」を設置しています。これらは、農漁協系統組織が行う信用事業の基本方針の審議のほか、中央本部名で行う会員に対する指導業務の対応協議などを行っています。

2023年7月1日現在、JAバンク中央本部委員は15名で構成されており、13名が会員等の代表、2名が当金庫理事です。また、JFマリンバンク中央本部委員は9名で構成されており、7名が会員の代表、2名が当金庫理事です。

■ 2022年度の経営管理委員会および委員会等の活動状況

委員会名称	開催回数	出席率
経営管理委員会	15回	93.3%
役員推薦委員会	2回	90.6%
役員報酬審議委員会	2回	91.7%
JAバンク中央本部委員会	12回	91.8%
JFマリンバンク中央本部委員会	11回	81.5%

■ アドバイザリー・ボード

2021年4月より、当金庫が農林水産業の発展と地域活性化等のために果たすべき役割の方向性・施策の妥当性等について協議することを目的に、理事会の諮問機関としてアドバイザリー・ボードを設置しています。

アドバイザリー・ボードのメンバーは、食農バリューチェーン、IT・デジタル、社会・経済情勢、地域・食などの分野で優れた知見を持つ外部有識者により構成されています。

2023年4月4日現在、メンバーは7名です。

アドバイザリー・ボードメンバー

氏名	所属
石井 勇人	共同通信アグリラボ所長
木内 博一	農事組合法人和郷園 代表理事 (株)和郷 代表取締役
小林 栄三	伊藤忠商事(株) 名管理事 (農林中央金庫 経営管理委員)
高島 宏平	オイシックス・ラ・大地(株) 代表取締役社長
野口 栄	全国農業協同組合連合会 代表理事理事長
林 美香子	北海道大学大学院 農学研究院 客員教授 慶應義塾大学大学院 SDM研究所 顧問
三輪 泰史	(株)日本総合研究所 創発戦略センターエキスパート

(2023年4月4日時点、五十音順)

■ サステナビリティ・アドバイザリー・ボード

2022年4月より、当金庫が国内外のサステナビリティにかかる動向を十分に踏まえながら、存在意義の発揮に向けて果たしていくべき役割の方向性・施策の妥当性等について協議することを目的に、理事会の諮問機関としてサステナビリティ・アドバイザリー・ボードを設置しています。

サステナビリティ・アドバイザリー・ボードのメンバーは、国内外のサステナビリティにかかる規制動向および金融ビジネス、企業経営等の分野で優れた知見を持つ外部有識者により構成されています。

2023年7月1日現在、メンバーは4名です。

サステナビリティ・アドバイザー・ ボードメンバー

氏名	所属
足達 英一郎	(株)日本総合研究所 常務理事
佐藤 隆文	農林中央金庫 経営管理委員 (元IFRS財団副議長)
高村 ゆかり	東京大学未来ビジョン研究センター 教授
溝内 良輔	キリンホールディングス(株) 常務執行役員

(2023年7月1日時点、五十音順)

■ コーポレートガバナンス・コードへの対応

当金庫は、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえ、農林中央金庫ガバナンス基本方針を制定しています。詳細は、当金庫ホームページ(<https://www.nochubank.or.jp/governance>)の「農林中央金庫について-経営管理」に掲載しています。

■ 政策保有株式

● 保有方針

当金庫は、コーポレートガバナンス・コードの導入趣旨や国際金融規制の強化といった環境を踏まえ、取引先との丁寧な対話を経たうえで、政策株式の残高縮減を全体方針としています。

政策株式については、定量的な基準を基本に、定性的評価と合わせた総合的な観点から、定期的に保有意義・効果を検証し、その結果を理事会に報告しています。保有意義・効果が認められる政策株式とは、取引先との総合的取引関係に基づき、当金庫・システムの事業価値向上や、食農ビジネス発展を通じて農林水産業や食農バリューチェーンを支えることに資する政策株式を指します。

当金庫での検証の結果、保有意義・効果が認められないと判断した政策株式は、原則として売却に向けた行動をとってまいります。

● 議決権行使基準

当金庫が保有する政策株式にかかる議決権行使にあたっては、(1)および(2)の観点に基づき、議案ごとに賛否を判断し、原則議決権を行使します。

- (1)取引先の中長期的な企業価値向上に資するものか
(2)当金庫の事業価値向上に資するものか

特に、上記観点到大きく影響を及ぼすと考えられる以下のような議案については、発行体との対話等を踏まえて判断します。

- ・剰余金処分議案(成長投資や内部留保とのバランスを著しく欠いている場合)
- ・取締役・監査役選任議案(法令違反・不祥事等が発生した場合や一定期間連続で赤字である場合等)
- ・退職慰労金議案・取締役報酬枠の増加議案(業績に応じた報酬・不祥事発生時の引き上げ等)
- ・会計監査人の選任議案
- ・買収防衛策議案
- ・組織再編議案(買収・合併等)
- ・株主提案議案
- ・社会問題・環境問題議案 等

経営体制(コーポレートガバナンス)について

■ 役員報酬制度

● 役員報酬に関する方針

当金庫は、農林中央金庫法に基づく農林水産業者の協同組織を基盤とする金融機関であり、これらの協同組織のために金融機能をはじめとしたさまざまな機能提供等を通じ、農林水産業の発展に寄与するとともに、国民経済の発展に資することを目的としており、この実現を目指すことが可能となるよう役員報酬制度を設計しています。

● 報酬体系

当金庫の具体的な役員の報酬等は、原則として役員報酬と退職慰労金で構成されています。

役員報酬については、理事は固定報酬および変動報酬で構成し、経営管理委員・監事については、その職責を有効に機能させる観点から固定報酬のみとしています。

また、退職慰労金については、理事・経営管理委員・監事共通の体系としています。

● 報酬決定プロセス

報酬決定の手續としましては、役員報酬審議委員会の審議結果を踏まえ、経営管理委員会において、役員報酬総額や退職慰労金贈呈に関する議案が決定され、最終的に、総代会において同議案が審議・決定されます。

なお、理事・経営管理委員・監事の個々の役員報酬については、総代会において決議された報酬総額の範囲内で、理事については理事会で、経営管理委員については経営管理委員会、監事については監事の協議により決定されます。







また、退職慰労金の具体的金額等については、総代会における決議を受け、理事については理事会で、経営管理委員については経営管理委員会、監事については監事の協議により決定されます。

報酬体系の概要(理事)

報酬種類		報酬の内容	
役員報酬	固定報酬	・協同組合の中央機関・専門金融機関としての当金庫の特性、系統団体や他業態の動向を踏まえ、役位等に応じる。	70%
	変動報酬	・持続可能な成長に向けた健全なインセンティブとして、経営計画において、サステナブル経営の高度化、農林水産業・地域への貢献、会員の経営基盤強化のほか、職員エンゲージメントに資する目標等を設定し、その達否に基づく。 ・なお、変動報酬の一部は、役員ごとにエントリーした経営計画の達成度に基づく定量評価と定性評価等に基づき支給。	30%
退職慰労金		・退職慰労金等支給規程に基づき、在職期間とその間の役員報酬金額を基に、一定の掛け目をかけて算出。	

● 経営管理委員一覧

(2023年7月1日現在)

役職	氏名	略歴
経営管理委員会 会長	<p>なかや とおる 中家 徹</p> 	<p>2017年 全国農業協同組合中央会会長 (現一般社団法人全国農業協同組合中央会代表理事会長) 当金庫役員推薦委員 当金庫役員報酬審議委員 当金庫経営管理委員会会長</p> <p>2022年 紀南農業協同組合相談役 和歌山県農業協同組合中央会顧問</p>
経営管理委員	<p>さかもと まさのぶ 坂本 雅信</p> 	<p>2009年 銚子市漁業協同組合代表理事組合長 千葉県漁業共済組合理事</p> <p>2012年 千葉県漁業協同組合連合会代表理事会長</p> <p>2022年 全国漁業協同組合連合会代表理事会長 当金庫役員推薦委員 当金庫役員報酬審議委員 当金庫経営管理委員</p>
経営管理委員	<p>なかぎき かずひさ 中崎 和久</p> 	<p>2005年 葛巻町森林組合代表理事組合長</p> <p>2011年 岩手県森林組合連合会代表理事会長</p> <p>2021年 全国森林組合連合会代表理事会長 当金庫役員推薦委員 当金庫役員報酬審議委員 当金庫経営管理委員</p>
経営管理委員	<p>ひらもと みつお 平本 光男</p> 	<p>2020年 横浜農業協同組合代表理事会長</p> <p>2023年 神奈川県農業協同組合中央会代表理事会長 神奈川県信用農業協同組合連合会経営管理委員会会長 神奈川県厚生農業協同組合連合会経営管理委員会会長 全国農業協同組合連合会神奈川県本部運営委員会会長 全国共済農業協同組合連合会神奈川県本部運営委員会会長 当金庫経営管理委員</p>
経営管理委員	<p>てらした きぶろう 寺下 三郎</p> 	<p>2017年 堺市農業協同組合代表理事組合長</p> <p>2022年 大阪府農業協同組合中央会代表理事会長 大阪府信用農業協同組合連合会経営管理委員会会長 全国農業協同組合連合会大阪府本部運営委員会会長 全国共済農業協同組合連合会大阪府本部運営委員会会長 全国共済農業協同組合連合会経営管理委員 当金庫経営管理委員</p> <p>2023年 一般社団法人家の光協会監事代表</p>
経営管理委員	<p>くぼた ただし 久保田 正</p> 	<p>2016年 当金庫経営管理委員</p> <p>2019年 JFマリンバンク中央本部委員会委員長</p> <p>2021年 九州信用漁業協同組合連合会経営管理委員会会長</p> <p>2022年 全国漁業協同組合連合会代表理事副会長</p>

経営体制(コーポレートガバナンス)について

(2023年7月1日現在)

役職	氏名	略歴
経営管理委員	<p>まえかわ おさむ 前川 收</p> 	<p>1993年 熊本県議会議員 2011年 熊本県森林組合連合会代表理事長 2018年 自由民主党熊本県支部連合会会長 2020年 当金庫経営管理委員 菊池森林組合理事 2023年 全国森林組合連合会副会長理事</p>
経営管理委員	<p>ばんどう まりこ 坂東 真理子</p> 	<p>1969年 総理府(現 内閣府)入府 1994年 内閣総理大臣官房男女共同参画室長 1995年 埼玉県副知事 1998年 在オーストラリア連邦ブリスベン日本国総領事 2001年 内閣府男女共同参画局長 2008年 一般社団法人農山漁村女性・生活活動支援協会会長 2014年 学校法人昭和女子大学理事長 2016年 学校法人昭和女子大学総長 2017年 当金庫経営管理委員 MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社社外取締役 2019年 株式会社三菱総合研究所社外取締役 2023年 株式会社イトーキ社外取締役 昭和女子大学全学共通教育センター特別特任教授</p>
経営管理委員	<p>たなべ まさのり 田邊 昌徳</p> 	<p>1975年 日本銀行入行 2001年 日本銀行信用機構室審議役(信用機構担当) 2004年 日本銀行信用機構局長 2010年 預金保険機構理事長 2015年 アクサ生命保険株式会社取締役会長 アクサ損害保険株式会社取締役会長 武蔵野大学客員教授 2016年 アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社取締役会長 2019年 当金庫経営管理委員</p>
経営管理委員	<p>こばやし えいぞう 小林 栄三</p> 	<p>1972年 伊藤忠商事株式会社入社 2000年 伊藤忠商事株式会社執行役員情報産業部門長 2002年 伊藤忠商事株式会社常務執行役員 2003年 伊藤忠商事株式会社代表取締役常務取締役 2004年 伊藤忠商事株式会社代表取締役専務取締役 伊藤忠商事株式会社代表取締役社長 2010年 伊藤忠商事株式会社代表取締役会長 2020年 伊藤忠商事株式会社社名管理理事 当金庫経営管理委員</p>
経営管理委員	<p>さとう たかふみ 佐藤 隆文</p> 	<p>1973年 大蔵省(現 財務省)入省 2001年 金融庁総務企画局審議官 2002年 金融庁検査局長 2004年 金融庁監督局長 2007年 金融庁長官 2010年 一橋大学大学院商学研究科(現 経営管理研究科)教授 2013年 東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)理事長 2020年 当金庫経営管理委員</p>

(2023年7月1日現在)

役職	氏名	略歴
経営管理委員	<p>みながわ よしつぐ 皆川 芳嗣</p> 	1978年 農林水産省入省 2006年 農林水産省総合食料局食糧部長 2007年 林野庁次長 2008年 農林水産省農村振興局次長 2009年 農林水産省関東農政局長 2010年 林野庁長官 2012年 農林水産事務次官 2016年 株式会社農林中金総合研究所理事長 2020年 当金庫経営管理委員
経営管理委員	<p>くにひろ ただし 國廣 正</p> 	1994年 國廣法律事務所(現 国広総合法律事務所)代表 2007年 東京海上日動火災保険株式会社社外取締役 2008年 当金庫役員報酬審議委員 2012年 三菱商事株式会社社外監査役 2015年 LINE株式会社社外取締役 2017年 オムロン株式会社社外監査役 2021年 Zホールディングス株式会社社外取締役(独立役員)監査等委員 2022年 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社社外監査役 2023年 当金庫経営管理委員
経営管理委員	<p>おく かずと 奥 和登</p> 	1983年 当金庫入庫 2003年 同総合企画部副部長 2004年 同総合企画部企画開発室長兼副部長 2007年 同JAバンク統括部長 2009年 同総合企画部長 2011年 同常務理事 2013年 同専務理事 2016年 同専務理事コーポレート本部長 2017年 同代表理事専務コーポレート本部長 2018年 同代表理事理事長兼経営管理委員 2021年 同代表理事理事長兼執行役員兼経営管理委員

経営管理の枠組み(リスクアペタイトフレームワーク)

■ 基本的な考え方

金融機関を取り巻く環境は大きく変化しています。当金庫が、今後も高い健全性を維持し、ステークホルダーの期待に応え、基本的役割を果たし続けていくためには、先を見据えた十分なリスク認識と、その適切なコントロールおよび規律あるリスクテイクが従来にも増して重要となってきています。

当金庫では、これらを実践するための、経営管理の枠組みとして、リスクアペタイトフレームワーク(RAF)を導入し、経営計画に掲げた目標の達成を目指すとともに、経営管理の枠組みを支える健全なリスクカルチャーの醸成・定着化に取り組んでいます。

■ リスクアペタイトフレームワーク

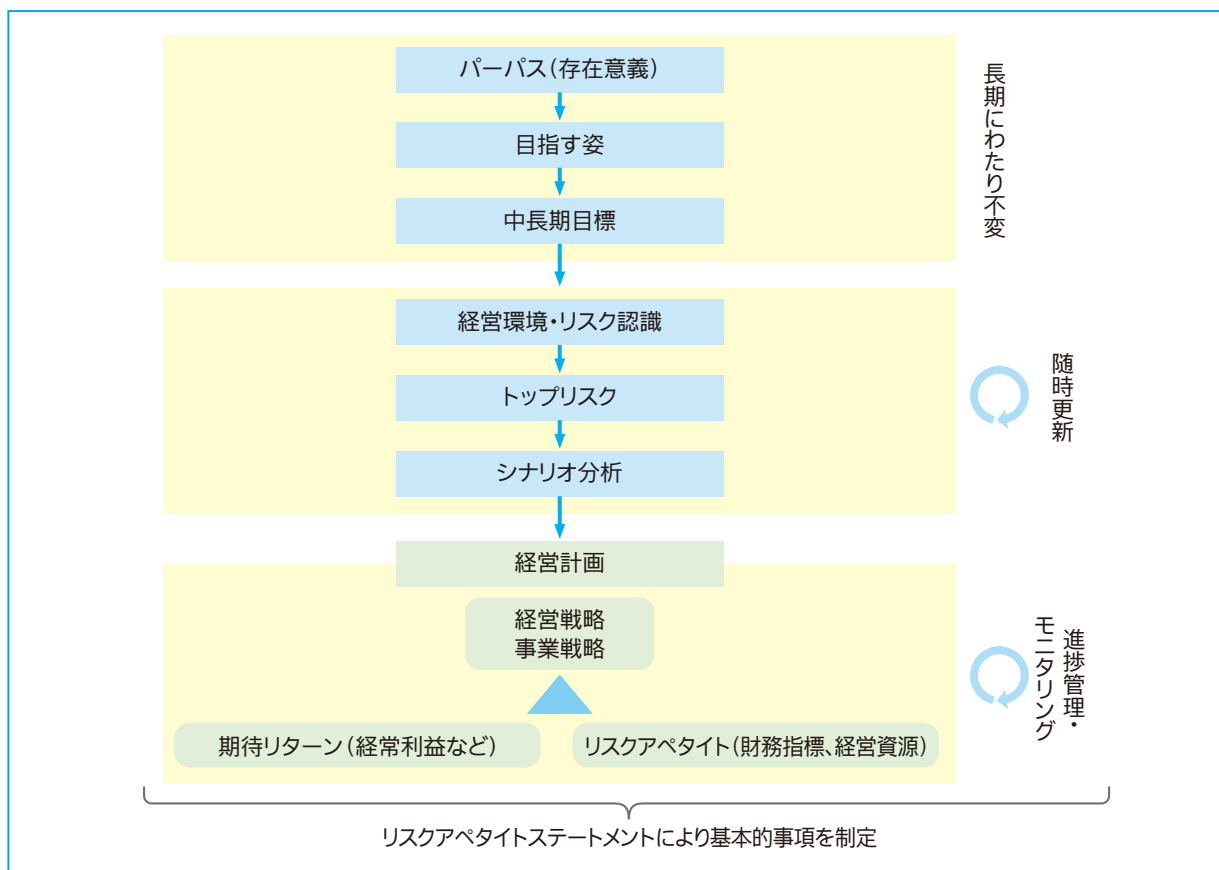
当金庫のRAFは、経営戦略・事業戦略、期待リターン(目標とするリターンの種類と量)およびリスクアペタイト(進んで引き受ける、あるいは許容するリスクの種類と量、および最適な経営資源)を明確化し、これらの一体運営により、「規律あるリスクテイクと、リスク・リターンの最適化につなげる経営管理の枠組み」です。RAFの運営により、取り巻く環境変化に適応し

つつ、最適なリスク・リターンのバランスを目指すことで、当金庫の健全性をさらに高めていきます。

■ リスクアペタイトフレームワークの運営

当金庫では、「リスクアペタイトステートメント」を策定し、RAF運営にかかる基本的事項の制定・文書化を行っています。経営計画の策定に際しては、リスクアペタイトステートメントに基づき、経営環境やリスク認識を踏まえたトップリスク(今後、特に留意すべきリスク事象)を選定し、想定する将来シナリオの分析を行っています。その結果を踏まえ、経営戦略・事業戦略の遂行に伴う期待リターンとリスクアペタイトを明確化し、経営計画を策定しています。期待リターンおよびリスクアペタイトについては、その取扱方針を明確化するとともに、それぞれ重要目標指標およびリスクアペタイト指標を設定しています。期中は、経営環境・リスク認識などを更新しながら、経営戦略・事業戦略、期待リターンおよびリスクアペタイトの状況などをモニタリングし、必要に応じてこれらの見直しを行うなど、経営計画のPDCAサイクルと一体で運営しています。

リスクアペタイトフレームワークの概要図



● トップリスクの例

リスク事象	リスクシナリオ(例)
金利上昇・長短金利差縮小による財務・収益の悪化	金利変動による収益水準の低下・財務基盤の不安定化。
インフレの昂進	グローバルなインフレ継続による事業基盤への悪影響。
サイバー攻撃による被害の発生	システム破壊等による長期間のサービス停止・多額の損害賠償・風評被害等の発生。
気候変動・生物多様性などサステナビリティ関連課題への対応	気候変動・生物多様性等への対応停滞による財務基盤・レピュテーションの悪化、ステークホルダー離れ、および農林水産業・地域への悪影響。
利用者減少に伴う事業基盤の弱体化	厳しい競争・高齢化のなかで、利用者ニーズの変化が捕捉できないことによる利用者離れ・事業基盤の縮小。

注 上記は当金庫が認識しているリスクの一部であることにご注意ください。

■ リスクカルチャー

カルチャー（企業文化）とは、役職員一人ひとりの考え方や振舞いからなる組織としての行動規範や価値観、あるいは習慣によって形作られる多面的なものです。一方、社会的な責任を持つ金融機関として、経営の健全性を維持し、安定的にその責任を果たし続けるためには、一定のリスクテイクのもとで収益を確保していくことが必要となります。そのため、リスク認識、リ

スクテイク、リスク管理について役職員が共有する「リスクカルチャー」はRAFの適切な運営において特に重要です。

当金庫では、役職員一人ひとりが多様なステークホルダーによる信頼の確立・維持を常に意識して行動できるよう「行動規範」を規定し、内部での浸透を図ることで、健全なリスクカルチャーの醸成に取り組んでいます。

内部統制強化への取り組み

■ 基本的考え方

当金庫は、農林水産業者の協同組織を基盤とする金融機関としての基本的使命と社会的責任を果たしていくために、経営管理態勢の構築を経営の最重要課題と位置付けるとともに、企業倫理および法令等の遵守、適切なリスク管理その他業務執行の適正性を確保するための内部統制に関する基本方針を制定しています。

■ 内部統制基本方針の内容

● 役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令等の遵守による経営の健全性を確保するため、「倫理憲章」、「行動規範」等を定め、役職員が法令等を厳格に遵守し誠実かつ公正な業務運営を遂行することの重要性を周知徹底する。
- (2) 理事の法令等遵守状況については、他の理事および監事による監督を受けるほか、重要事項の決定にあたっては事前に当金庫のコンプライアンス全般にかかる統括部署である法務・コンプライアンス部が審査を行う。
- (3) コンプライアンスに関して、当金庫の役員ならびに国内本支店および海外駐在員事務所にて勤務または退職した職員（嘱託員および派遣労働者を含む。）がコンプライアンス統括部署（法務・コンプライアンス部）および外部の法律事務所に相談・情報提供できる「コンプライアンス・ホットライン」制度を設置する。
- (4) 「コンプライアンス・プログラム」を年度ごとに策定し、コンプライアンス推進・教育研修活動などを計画的に実施する。
- (5) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で対応し、関係遮断を徹底する。
- (6) 財務報告にかかる内部統制について、財務報告の信頼性・適正性を確保するための態勢を整備する。

● 理事の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

- (1) 理事会その他の重要な会議の議事録、稟議書等職務の執行にかかる重要な文書等は、保存期間および管理基準を定めて適切に管理する。
- (2) 業務の担当部署は、理事、執行役員または監事の求めに応じ職務の執行にかかる情報を閲覧に供する。

● 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 経営の健全性や安全性を維持すると同時に安定的な収益構造を確立するために、適切にリスク管理を行うことを重要な経営課題ととらえ、経営として認識するリスクの種類・定義、リスク管理の組織体制と仕組み等を定めたリスク管理の基本方針を制定する。
- (2) 管理すべきリスクを、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、モデルリスクとオペレーショナル・リスクに分類し、各リスクの特性を踏まえたリスク管理の方針およびプロセスを定めて管理するとともに、これらをグループ会社も含め統合的にマネジメントする。こうしたリスクマネジメントを適切に実行するために、リスク管理にかかる意思決定機関、担当部署を設置し、各々の役割・責任を明確に定義して、実施体制を整備する。
- (3) 種々のリスクを計量化したうえで、その合計額を自己資本額の範囲内に収めるエコノミックキャピタルマネジメントの実施により、経営全体での統合的なリスク管理を進め、一層の高度化に取り組む。
- (4) 農林中央金庫法で規定される経営の健全性確保を遵守するため、法令で定められた要件に基づき規制資本に関するマネジメントを実施する。
- (5) 大規模な災害による被災等の際し、業務の維持を図るために必要な態勢を整備する。

● 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 中期経営計画および経営計画その他の業務の執行に関する計画を定め、その進捗状況を定期的に評価する。
- (2) 理事会の意思決定を効率的に行うため、理事および執行役員により構成される会議を設置し、一定の事項にかかる執行の決定等を委任するほか、常例または随時の経営課題等の協議を目的とした協議会を設置し、理事会の議決事項にかかる原案の検討等を付託する。
- (3) 役職員の職務の執行を効率的に行うため、組織体制の整備を行い、機構・職制・業務分掌等を明確に定める。

● 当金庫およびその子法人等からなる集団における業務の適正を確保するための体制

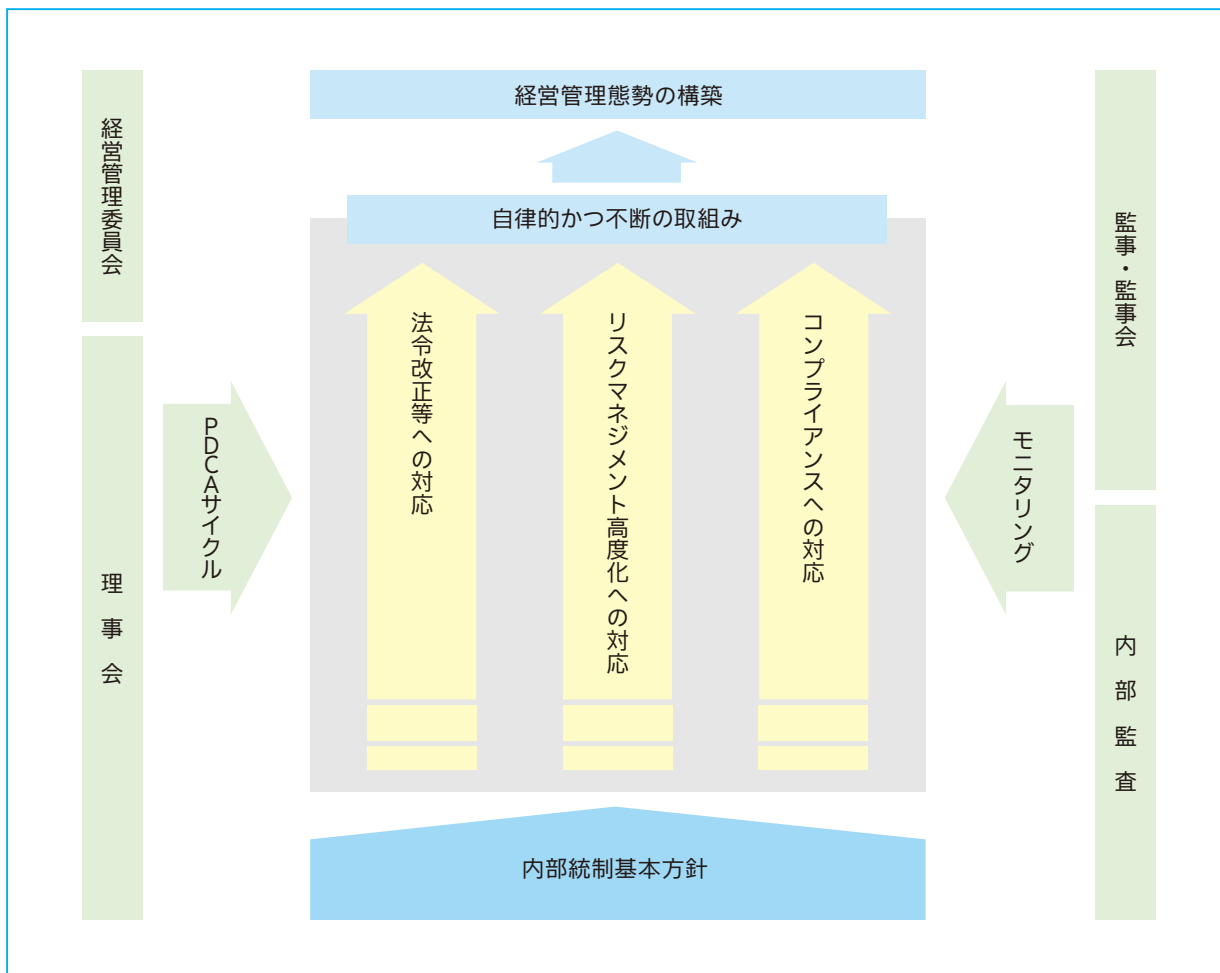
- (1) 当金庫グループにおける業務の適正を確保するため、グループ会社の業種・規模・重要性等を踏まえたグループ会社運営・管理の基本方針を定める。
- (2) 適正かつ円滑なグループ運営を図るため、当金庫と各グループ会社の間において締結する経営管理契約に基づき、経営管理に関する事項、コンプライアンスに関する事項、リスク管理に関する事項および内部監査に関する事項にかかる協議または報告すべき事項を定め、各グループ会社の経営・業務の執行状況等を把握する。
- (3) グループ会社において、その損失の危険の管理に関する規程その他の体制、その取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制、その取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体

制が整備されるよう、適宜指導・助言・管理・実績検討を行う。

● 内部監査体制

- (1) 当金庫の適正な業務運営の遂行に資するため、業務執行部門から独立した内部監査部門として監査部を設置し、業務運営全般にわたる内部監査が実効的に行われることを確保するための態勢を整備する。
- (2) 内部監査は、当金庫および監査に関する合意書を締結するグループ会社を対象とし、理事会が決定する監査計画に基づき実施する。
- (3) 監査部は、監査結果の概要を、理事会等に定期的に報告する。
- (4) 監査部は、監事および会計監査人と定期的および必要に応じて意見・情報交換を行い、連携を強化する。

内部統制強化への取組み



内部統制強化への取組み

● 監事の職務を補助すべき職員に関する事項および当該職員の理事からの独立性に関する事項ならびに当該職員への指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監事の職務遂行を補助するため、独立した機構として監事室を設置する。
- (2) 監事室には、監事会運営に関する事務および監事の指示する事項にかかる業務に従事するため、原則として3名以上の専任の職員を配置する。
- (3) 監事室に配属する職員は、監事の指揮命令に従い業務を遂行する。
- (4) 監事室に配属する職員の業績評価および人事異動については、あらかじめ常勤監事の意見を聴取し、当該意見を尊重する。

● 理事および職員が監事に報告をするための体制 その他の監事への報告に関する体制

- (1) 理事は、当金庫および当金庫グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を監事会に報告する。
- (2) 法務・コンプライアンス部は、当金庫および当金庫グループにおいてコンプライアンスの観点から重要な事実を把握した場合またはコンプライアンス態勢全般に関して重要な事項がある場合には、監事にその旨を報告する。
- (3) 監査部は、内部監査結果を監事に報告し、定期的に意見交換を行う。
- (4) 主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、監事の閲覧に供する。

● グループ会社の役職員または当該役職員から報告を受けた者が監事に報告をするための体制

前項に基づく報告のほか、法務・コンプライアンス部は、グループ会社の内部通報制度担当部門からグループ会社における内部通報の状況について報告を受け、監事に報告を行う。

● 監事へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

適正な目的により監事へ報告を行った当金庫の役職員およびグループ会社の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保することとし、その旨を周知徹底する。

● 監事の職務執行について生ずる費用にかかる方針

監事はその職務の執行について生ずる費用等を支弁するために、適切な予算枠を設けるとともに、監事が請求する費用について、監事の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用をすべて負担するものとする。

● その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監事監査の重要性・有用性を十分認識し、次のとおり、監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。

- (1) 監事は、理事会および経営管理委員会に出席するほか、重要な会議に出席して、意見を述べるができるものとする。
- (2) 代表理事は、監事と定期的に意見交換を行う。
- (3) 理事、執行役員および職員は、監事からの調査またはヒアリング依頼に対して協力する。
- (4) その他、理事、執行役員および職員は、監事会規則および監事監査基準に定めのある事項を尊重する。

■ 監事活動状況

各監事は、監事会の定める監事監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い監査を実施しており、必要に応じて理事、経営管理委員等に対して、業務執行に関する報告を求めています。

また、監事は、定期的に監事会を開催し、監事間の情報共有を行いながら、その職務を遂行するとともに会計監査人からは期初に監査計画の説明を受け、期中に適宜監査状況を聴取し、期末に監査結果の報告を受け、監査の方法および結果の相当性を確認しています。

当事業年度に開催された監事会は、20回となります。

■ 監査法人について

会計監査の状況

● 監査公認会計士等概要

(1) 監査法人の名称、業務を執行した公認会計士、

監査業務にかかる補助者の構成

a 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b 継続監査期間

当金庫は2006年度よりEY新日本有限責任監

査法人との間で監査契約を締結しています。

c 業務を執行した公認会計士

松村 洋季、細野 和也、長尾 充洋

d 監査業務にかかる補助者の構成

公認会計士9名、その他28名(2023年3月末)

(2) 監査法人の選定方針、理由および評価

監事会は、監査法人の独立性の確保、品質管理態勢、監査チーム体制、監査報酬の水準・内容、監事等とのコミュニケーション状況、経営者等との関係、グループ監査状況、不正リスクへの備え、適法性等を着眼点として、再任の適否を検討しています。検討の結果、必要と判断される場合には、監査法人の解任または不再任に関する議案を通常総代会に提出することを検討いたします。

以上の観点から評価を行った結果、当事業年度の監査法人の職務執行に問題はないと判断し、再任を決定しました。

● 監査報酬の内容等

(1) 監査公認会計士等に対する報酬

(百万円)

区分	2021年度		2022年度	
	監査証明業務に基づく報酬	非監査証明業務に基づく報酬	監査証明業務に基づく報酬	非監査証明業務に基づく報酬
提出会社	244	64	247	74
連結子会社	43	7	48	8
計	288	71	296	82

注1 当金庫が会計監査人に支払っている非監査証明業務の内容は、外貨建て農林債発行にかかるコンフォートレター作成業務等です。

注2 当金庫の連結子会社が会計監査人に支払っている非監査証明業務の内容は、受託業務の内部統制保証業務等です。

(2) 監査公認会計士等と同一のネットワーク(Ernst & Young Global Limited)に対する報酬((1)を除く)

(百万円)

区分	2021年度		2022年度	
	監査証明業務に基づく報酬	非監査証明業務に基づく報酬	監査証明業務に基づく報酬	非監査証明業務に基づく報酬
提出会社	—	97	—	88
連結子会社	12	1	14	15
計	12	99	14	103

注1 当金庫が会計監査人と同一のネットワーク(Ernst & Young Global Limited)に支払っている非監査証明業務の内容は、税務にかかる支援業務等です。

注2 当金庫の連結子会社が会計監査人と同一のネットワーク(Ernst & Young Global Limited)に支払っている非監査証明業務の内容は、信用リスク管理にかかる支援業務等です。

(3) その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

(4) 監査報酬の決定方針

監査報酬については、会計監査人より監査の体制・手続・日程等の監査計画、監査見積時間等の提示を受け、その妥当性を検証のうえ、監事会の同意を得ています。

内部監査体制

■ 内部監査の位置付け

当金庫の内部監査は、リスクベース・アプローチによる独立にして客観的なアシュアランス業務の提供を通じて、当金庫の価値を高め、保全することを使命としています。

当金庫の内部監査部門は、ガバナンス、リスクマネジメントおよびコントロールの各プロセスの有効性の評価および改善を、内部監査の専門職として規律ある姿勢で体系的な手法をもって行うことにより、当金庫の目標の達成に貢献することを目指しています。

内部監査は、当金庫の全部店のすべての業務および全資産を対象としています。また、監査に関する合意書を締結した子会社および監査に関する契約を締結し外部に委託した業務については、当該合意書・契約書ならびに法令などに抵触しない範囲を対象としています。

■ 内部監査体制の概要

当金庫では、理事会が内部監査の目的、権限、責任および活動の範囲を定めた「内部監査規則」を制定しており、このなかで内部監査部門（監査部・海外支店内部監査人）および内部監査部門長（監査部長）を定めています。

監査部長は理事長に直属し、部門運営上の報告を理事長に行い、指示命令を受けるほか、理事会に対する職務上の付議・報告内容について理事長より決定を受け、理事長は、当該内容の付議・報告を行います。また、

監査部長は、経営管理委員会に対する監査にかかる主要な報告事項について理事長より決定を受け、理事長は、当該内容の報告を行うこととしています。

さらに、監査部長は、監事会へ内部監査に関する事項について、定期的に報告を行います。このうち理事会への付議・報告内容および経営管理委員会への報告内容の原案については、事前に監事会へ報告を行うこととしています。

なお、監査部長は、監事および会計監査人と定期的かつ必要に応じて意見・情報交換を行い、連携を強化しています。

■ 実効性ある内部監査の実施

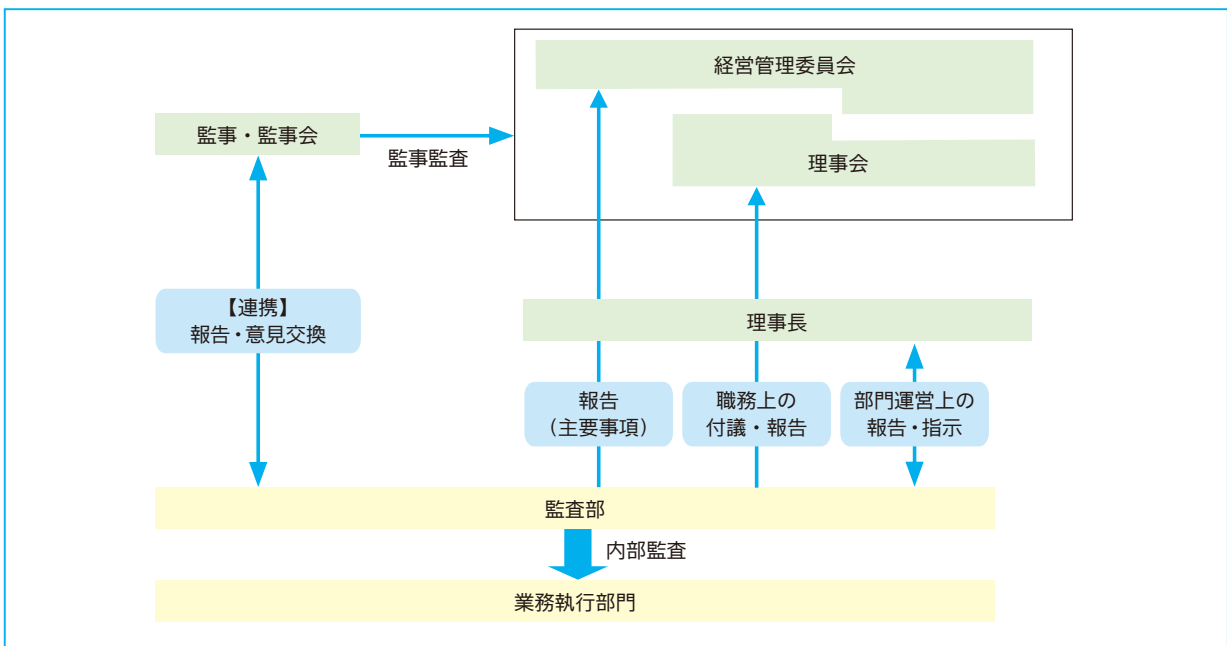
監査部は、内部監査の実施にあたり、IIA*基準を遵守するとともに、当金庫が拠点を有する各国の内部監査にかかる基準の遵守に努めています。

また、内部監査の実効性確保・向上を図るため、監査担当に専門知識を有する職員を配置するほか、配置後研修の実施・外部資格取得奨励などにより監査員の専門性強化に努めています。

さらに、効率的かつ実効性ある内部監査実現のため、日常の監査関連情報などを収集するオフサイト・モニタリング、リスクアセスメントの充実、およびこれらを踏まえたリスクベースでの監査に取り組んでいます。

*IIA(The Institute of Internal Auditors Inc. : 内部監査人協会)とは、内部監査人の専門性向上と職業的地位の確立を目的とする、内部監査に関する国際的な団体。

内部監査体制の概要



社会に信頼される金融機関であり続けるために

コンプライアンスへの取組み

■ コンプライアンスの基本方針

今日の企業の不祥事に対する社会の厳しい批判やその背景にある期待の大きさを踏まえると、信用・信頼を第一とする金融機関にとって、コンプライアンス態勢の整備とその実効性の向上がますます重要な経営課題となっていると認識しています。

当金庫は、わが国金融システムの中核を担うグローバルな金融機関として、またJAバンク・JFマリンバンクの全国金融機関として、社会情勢や経営環境の変化を踏まえ、基本的使命と社会的責任を果たし、お客さまや会員からの信頼・期待にこたえるために、徹底した自己責任原則のもとで法令遵守等社会的規範に則った業務運営を行っています。また、ディスクロージャー(情報公開)とアカウントビリティ(説明責任)を重視し透明性を確保するよう努めることにより、コンプライアンスへの不断の取組みを積み重ねています。

その一環として当金庫では、「倫理憲章」「環境方針」「人権方針」にコンプライアンスの基本方針を定めています。加えて、全役職員に「行動規範」を周知し、事業活

動の前提である誠実・公正な業務遂行に向けた判断・行動の基準を示すとともに、「共有価値観」を具体的に実践するための考え方を示し、コンプライアンス・マインドの浸透と業務への反映・実践に取り組んでいます。また、昨今の顧客保護に向けた社会的な要請の高まりを踏まえ、「顧客保護等管理方針」に基づき、お客さまに対する説明、お客さまからの苦情・相談等への対応、顧客情報の管理、お客さまにかかわる外部への業務委託を行っている場合の委託先管理、お客さまとの間で利益相反のおそれのある取引の管理についても、十分な信頼が得られるようコンプライアンスへの取組みの一環として態勢強化に取り組んでいます。

■ 経営に直結したコンプライアンス運営態勢

当金庫のコンプライアンス態勢は、コンプライアンス委員会、コンプライアンス統括部署(法務・コンプライアンス部)、法務・コンプライアンス・オフィサー、業務主管部および部店に配置されたコンプライアンス責任者、コンプライアンス担当者、コンプライアンス・リーダーを中心に運営しています。コンプライアンス委員会は、当金庫のコンプライアンスに関する基本的事項を協議するため、理事会のもとに

倫理憲章

基本的使命と社会的責任

1 私たちは、基本的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じてそれらを実現していくことで、社会からの一層の揺るぎない信頼を確立します。

質の高いサービスの提供

2 私たちは、お客さま本位のサービス提供により、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるサイバー攻撃、自然災害等に備えたセキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保により、質の高いサービスの提供を通じて、系統組織の全国機関としての役割を果たし、経済社会の発展に貢献します。

法令等の厳格な遵守

3 私たちは、関連する法令等を厳格に遵守するとともに、社会からの要請に適切に、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。

反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応

4 私たちは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で対応し、関係遮断を徹底します。また、国際社会がテロ等の脅威に直面しているなか、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努めます。

透明性の高い組織風土の構築

5 私たちは、経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、社会とのコミュニケーションの充実を図り、良好な関係維持に努めつつ、職員の個性を尊重し、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保するなど透明性の高い組織風土を構築します。

持続可能な社会への貢献

6 私たちは、社会の一員として、地域社会等と連携し、すべての人々の人権を尊重しつつ環境問題等の社会的課題への対応に努め、持続可能な社会の実現に貢献します。

社会に信頼される金融機関であり続けるために

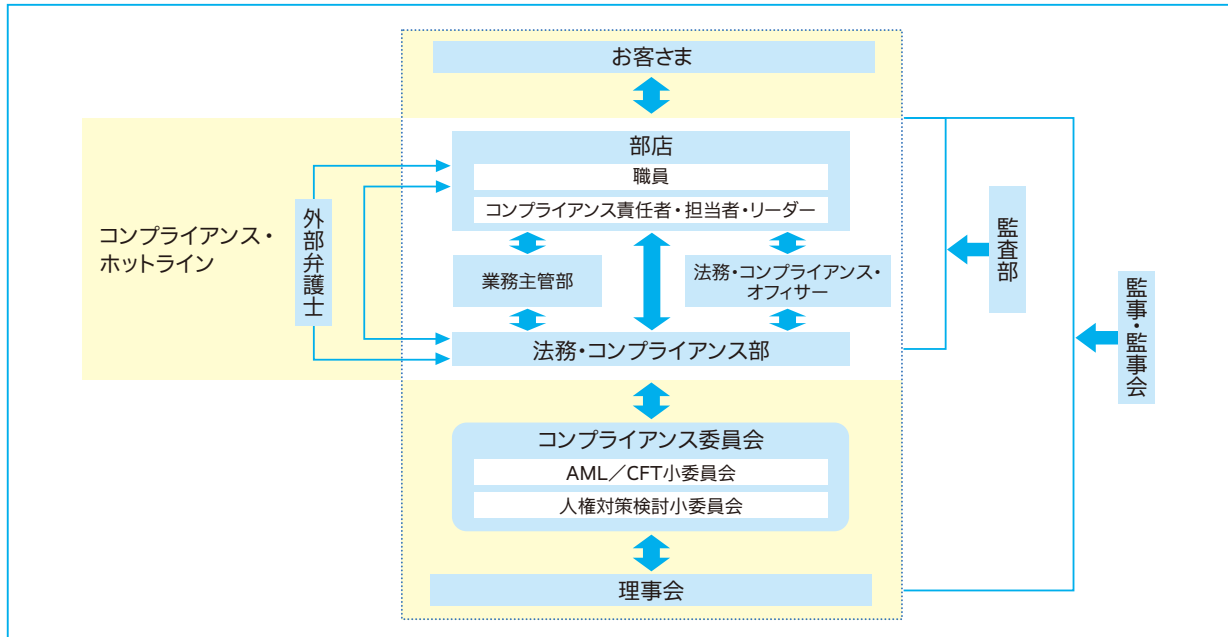
設置された委員会です。同委員会が協議した事項で基本的な方針など重要な事項については、理事会にも付議・報告しています。

さらに、コンプライアンス委員会の下部委員会であるAML/CFT小委員会および人権対策検討小委員会により、コンプライアンス態勢にかかる協議を充実さ

せるとともに、態勢運営にかかるPDCAサイクルの強化を図っています。

また、RAFにおいても健全なリスクカルチャーの浸透を図り、不適切な行為を組織的に抑止することをリスクの取扱方針として明確にしています。

コンプライアンス運営態勢図



■ 具体的なコンプライアンス等の実践方法

当金庫では、部店におけるコンプライアンス態勢として、コンプライアンス責任者である部店長等とコンプライアンス担当者・コンプライアンス・リーダーを中心に、全職員が取り組むことで運営しています。特にコンプライアンス担当者は、法務・コンプライアンス部長が直接任命しており、部店のコンプライアンス関連事項を総括し、職員からのコンプライアンス相談・質問対応、部店内での教育・指導、法務・コンプライアンス部等への連絡・報告・相談対応などを行う役割を担っています。

食農法人営業本部、リテール事業本部、グローバル・インベストメント本部およびコーポレート本部のすべての本部に法務・コンプライアンス・オフィサーを設置し、各本部業務をコンプライアンス面からサポートする役割を担っています。

法務・コンプライアンス部は、当金庫におけるコンプライアンス統括部署としてコンプライアンス委員会の事務局になるとともに、コンプライアンス審査、各部店からのコンプライアンスにかかる相談対応や、

部店を訪問してコンプライアンスの実践状況を直接確認しながら指導を行うコンプライアンス・モニタリングなどを通じて、当金庫のコンプライアンス態勢の強化に取り組んでいます。

また、コンプライアンス上の問題がある場合には、役職員などが電話や電子メールなどを通じて通報できる「コンプライアンス・ホットライン」も設置しています。「コンプライアンス・ホットライン」は、法務・コンプライアンス部および外部弁護士に通報ができる複数の窓口を整備しており、役職員が実名あるいは匿名での通報を選択できる仕組みとしています。通報があった際には、通報者に寄り添って必要な改善・是正対応を行うほか、通報した役職員などに対する不利益取扱いの禁止、通報に関する秘密保持など、通報者保護を最優先とした運営を行い、役職員などからの信頼性向上に向けて取り組んでいます。

顧客保護の取組みについても法務・コンプライアンス部が統括部署となって、関係部署と連携しながら、部店における実践を確保するよう取り組んでいます。

■「コンプライアンス・プログラム」について

コンプライアンス態勢および顧客保護等管理態勢の整備をはじめ、取組みの推進や教育研修などの実施計画を「コンプライアンス・プログラム」として年度ごとに策定のうえ、その進捗を管理しながら実行することにより、コンプライアンス態勢などの一層の充実を図っています。

■ グループ会社との連携

グループ会社のコンプライアンス部門との定期会議におけるコンプライアンスの取組みにかかる課題の認識・共有化などを通じて、当金庫グループ全体のコンプライアンス態勢強化に取り組んでいます。

■ 情報セキュリティの取組み

当金庫は、お客さまとのお取引などにおいて入手したさまざまな情報を各種業務に活用しています。情報技術(IT)の進展により、情報を取り扱う環境や目的が多様化していくなか、適切にお客さまの情報を保護・管理するため、情報セキュリティの取組みを重視しています。

当金庫では、理事会が情報セキュリティ管理態勢を整備確立する最終責任を有しています。情報セキュリティの企画・推進・進捗管理を行う統括部署(統合リスク管理部)を中心に、各本店に情報セキュリティ責任者(部店長)・情報セキュリティ担当者を配置し、組織的に情報セキュリティの強化を図っています。また、情報セキュリティ管理態勢の整備にかかる重要な事項はオペレーショナル・リスク管理協議会等で協議しています。

個人情報の扱いに関しては「個人情報保護宣言」を定めるとともに、個人情報取扱事業者および個人番号関係事務実施者として求められる態勢を構築しています。職員に対しては、個人情報の適切な取扱いに関する研修を行うことにより、お客さまの個人情報の取扱いに関する意識向上を図っています。また、当金庫のみならず、外部の業者に対しても、個人情報の取扱いを含む委託を行う場合には覚書等の締結を個別に行うなどの対応により、適切な個人情報の取扱いが行われるよう取り組んでいます。

海外については、当金庫ロンドン支店およびNorinchukin Bank Europe N.V.で適用されるプライバシーポリシー、および米国居住者向けのプライバシーポリシーをそれぞれ策定しています。

■ サイバーセキュリティの取組み

当金庫では、高度化・巧妙化しているサイバー攻撃の脅威について、経営上の重要なリスクのひとつと認識し、サイバーセキュリティ対策の強化に努めています。

● サイバーセキュリティの基本方針

当金庫は、サイバーインシデントにより当金庫のお客さまに被害が及ぶリスクや、当金庫の業務ひいては金融システム全体の任務遂行に支障を及ぼすリスク等を最小化することを目的として、「サイバーセキュリティ基本規程」においてサイバーセキュリティ管理の基本的な方針を定めています。

● サイバーセキュリティ体制

組織体制におきましては、IT統括担当理事を「サイバーセキュリティ統括責任者」とし、サイバーリスクに対する役割や責任を明確化しています。サイバーセキュリティ統括責任者のもと、サイバーセキュリティ担当部署(IT統括部)を中心として、さまざまな施策を推進しています。

サイバーインシデントの発生状況や脅威動向、ならびにサイバーセキュリティ対策の整備状況等につきましては、理事会や業務インフラ協議会、オペレーショナル・リスク管理協議会といった経営レベルの会議において定期的に報告され、サイバーセキュリティ対策の方針について議論されています。

IT統括部にはサイバーセキュリティの専門部署として「CSIRT: Computer Security Incident Response Team」を設置しています。当金庫のCSIRTは、外部のセキュリティベンダーが担う「SOC: Security Operation Center」と緊密に連携しており、サイバーインシデントの兆候となるイベントを24時間365日体制で監視し、サイバーインシデント発生時の初動対応を担っています。また、CSIRTは国や法執行機関、ISAC等各種団体とも連携し、サイバー攻撃の手口や新たな脆弱性に関する情報を収集のうえ、対策の強化に取り組んでいます。

さらに、サイバーレジリエンスの確保のため、サイバーインシデント発生時の対応手順やコンティンジェンシープランを整備し、定期的なインシデント対応演習を通じて各部門の役割や手順の確認を行っています。

社会に信頼される金融機関であり続けるために

● サイバーセキュリティの管理プロセス

当金庫では、公益財団法人金融情報システムセンター(FISC)の「安全対策基準」等を用いて、情報システムの「機密性」・「完全性」・「可用性」についてシステムリスクの評価を行い、必要な管理策を実施しています。

組織横断的なサイバーセキュリティの管理プロセスとしては、NISTの「サイバーセキュリティフレームワーク」に従い、「特定」・「防御」・「検知」・「対応」・「復旧」の切り口で「サイバーセキュリティプログラム」を整理し、攻撃者の手口の変化等の外部脅威や内部の脆弱性を踏まえて必要な施策を見直しています。

こうしたサイバーセキュリティ管理の取組みにつきましては、内部監査や外部監査のほか、脆弱性診断やペネトレーションテストを通じて有効性を確認しています。

● サイバーセキュリティに関する教育

当金庫では、役職員それぞれに求められる知識や意識の向上のため、目的別に教育を行っています。

- 当金庫役職員のセキュリティに関する基礎知識の習得を目的としたeラーニング

- 当金庫役職員のサイバーセキュリティについての意識向上を目的とした、サイバーセキュリティ関連の記事を紹介するニュースレター
- 全役職員を対象とした、標的型攻撃メールへの耐性や意識の向上を目的とした不審メール訓練
- 役員のサイバーセキュリティに関する知見の向上を目的とした有識者講演会
- サイバーインシデント発生時の対応手順確認を目的とした、役員と関係部署の職員参加のインシデント対応訓練
- CSIRTのフォレンジック技能向上を目的とした、外部有識者による技能トレーニング

また、サイバーセキュリティ専門人材育成のため、外部資格奨励制度等も設け、専門スキルの向上に努めています。

■ ディスクロージャーの充実

当金庫では、2006年度からディスクロージャー誌など情報開示の適切性に関する協議を行う「情報開示協議会」を設け、ディスクロージャーに関する取組みの充実・強化を図っています。

ディスクロージャーポリシー

農林中央金庫は、農林水産業者の協同組織の全国金融機関として、その基本的使命と社会的責任を果たし、ディスクロージャー(情報公開)とアカウントビリティ(説明責任)を重視した透明性の高い業務運営を行っていくことを経営上の重要課題の一つに位置付けています。このため、情報開示に関する国内外の関係法令および証券取引所規則を遵守し、適切な情報開示に努めて参ります。

重要情報とその取扱い

- 1 当金庫は以下の情報を公表すべき重要情報と位置付けます。
 - ① 情報開示に関する国内外の関係法令及び証券取引所規則により開示が要請される情報。
 - ② 上記に該当しないが、投資家の投資判断に大きな影響を与えると思われる情報。

情報開示の方法

- 2 国内外の関係法令及び証券取引所規則により開示が要請される情報については、国内外の証券取引所の情報伝達システムでの開示等、所定の開示手順により開示します。また、当金庫ホームページへの掲載等開示方法の充実にも努めて参ります。

情報の公平な開示

- 3 上記の情報開示にあたり、当金庫は、資本市場参加者に対し公平な情報開示を適時・適切に行うよう努めて参ります。

将来予測に関する開示

- 4 資本市場参加者に当金庫の現状、将来の業績及び債務返済能力等について正確な評価をしていただくため、将来予測に関する情報を開示することがあります。こうした情報は、作成時点で入手可能な情報からの判断に基づき作成したものであり、リスクや不確実性を含んでいます。このため、今後の当金庫をとりまく経済環境・事業環境等の変化により、現実の結果が予測から大きく異なる可能性があります。

内部体制の整備

- 5 当金庫は本ディスクロージャーポリシーに則った情報開示を行うために必要となる内部体制の整備・充実に努めます。

市場の噂への対応

- 6 当金庫が噂の発信源でないことが明白な限りにおいて、噂に関しては基本的にコメントいたしません。しかし、噂が資本市場に大きな影響を与えるもしくは与える可能性が大きいと判断される場合や証券取引所等から説明を求められた場合等は当金庫において判断のうえコメントすることがあります。

■ マネー・ローンダリング等防止への対応

当金庫では、マネー・ローンダリング等防止にかかる方針を以下のとおり定め、グループ全体で関連法令を遵守するとともに健全な金融仲介機能発揮に努めます。

● グループ共通の基本方針

当金庫ならびに当金庫グループは、適用となるすべての法令等を遵守し、顧客の受け入れに際して堅確な確認措置等を図り、反社会的勢力やテロリスト等を排除し、リスクベース・アプローチによる継続的な顧客管理措置を実施します。また、当金庫ならびに当金庫グループの特性に応じたマネー・ローンダリング等を防止する管理態勢を実効性のあるかたちで整備します。

● 顧客管理の実施方針

当金庫は、マネー・ローンダリング等防止に関して、適切な内部態勢を整備し、リスクベース・アプローチの考え方に則り、以下の措置に取り組みます。

- 顧客受入時における多様な情報を勘案した取引時確認、確認記録書の保存等の実施措置
- 業務特性を踏まえた取引モニタリング、疑わしい取引の届出とその分析・管理等、マネー・ローンダリング等リスク低減のための管理措置
- マネー・ローンダリング等リスクの高い顧客に対する追加的な確認等の厳格な管理など、顧客毎におけるマネー・ローンダリング等リスクの大きさに応じた管理措置
- 全顧客取引の定期的な調査・分析結果等による顧客管理措置の見直し
- 適切な顧客管理が実施できない場合等における取引謝絶等の措置
- テロリスト等に対する資産凍結等の措置
- コルレス契約締結時の外国銀行におけるマネー・ローンダリング等防止態勢にかかる確認
- 上記措置の継続的な管理、見直し

● 内部管理態勢の実施方針

当金庫は、マネー・ローンダリング等防止のための内部管理態勢の整備として、以下の措置に取り組みます。

- マネー・ローンダリング等防止のための方針・規定・計画の策定、実施、遵守状況の点検・検証、その結果を踏まえた継続的な態勢改善
- 役職員への指導・研修等を通じた、マネー・ローンダリング等防止の重要性と各自の役割等についての

周知ならびに企業風土の醸成

- 統括管理者の選任
- 顧客を所管する営業部店、業務所管部、監査部門等における役割の明確化
- 海外拠点ならびに当金庫グループ全体の管理態勢向上にかかる措置、顧客管理状況等の経営報告および改善措置の継続
- その他必要な措置

■ 振り込め詐欺への対応

当金庫では、振り込め詐欺等の振込利用犯罪行為による被害者救済のため、振り込め詐欺救済法に基づいた手続を定めるとともに、振り込め詐欺の防止に取り組んでいます。

■ 反社会的勢力排除への対応

当金庫では、倫理憲章に基づき、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で対応し、関係遮断を徹底するために、以下の基本原則に沿って組織的な排除態勢を構築し、健全な経営を確保するよう取り組んでいます。

(1) 組織としての対応

倫理憲章以下の規定に明文の根拠を設け、担当者や担当部署だけに任せずに、理事長以下、組織全体として対応する。

また、反社会的勢力による不当要求に対応する従業員の安全を確保する。

(2) 外部専門機関との連携

反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築する。

(3) 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係をもたない。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。

(4) 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求を拒絶し、必要に応じて、民事と刑事の両面から法的対応を行う。

(5) 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、裏取引を絶対に行わない。また、反社会的勢力への資金提供は、絶対に行わない。

社会に信頼される金融機関であり続けるために

■ 腐敗防止

当金庫では、「行動規範」のもとに定める「接待・贈答等規則」において、強要や贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗の防止に取り組むことを明記しています。贈収賄とは、受領者に影響を与える意図をもって、財物等（非金銭的な便宜も含む）を提供または提供を申し込む行為、および、提供者に便宜を図る意図をもって、財物等を受領または請求する行為を含みます。

本規則に基づき、当金庫または役職員の接待・贈答等の適切性を確保するため所要の手続きを定め、役職員への周知徹底を図るとともに、接待・贈答等の実施にあたっては、コンプライアンス責任者およびコンプライアンス担当者が適切性のほか法令遵守等の観点から問題ないことを事前に確認のうえ実施することとしています。

また、コンプライアンス統括部署は接待・贈答等の実施状況について定期的にモニタリングを行い、コンプライアンス担当役員、コンプライアンス委員会および理事会に報告しています。

なお、腐敗・贈収賄等を含むコンプライアンス上の問題がある場合、役職員などが電話や電子メールなどを通じて通報できる「コンプライアンス・ホットライン」を設置しています。

相談・苦情等処理体制

■ お客さまからのご相談・苦情への取り組み

当金庫は、お客さまからのご相談・苦情などを真摯に受け止め、迅速かつ組織的に対応するとともに、前向きに業務へ反映させることにより、お客さまの利便性向上に取り組んでいます。

● 公正・中立な第三者機関のご利用

当金庫が契約している農林中央金庫法上の指定紛争解決機関は、一般社団法人全国銀行協会です。

一般社団法人全国銀行協会

連絡先：全国銀行協会相談室

☎ 0570-017109
03-5252-3772

商品の種類、苦情・紛争の内容により、一般社団法人全国銀行協会のほか、以下の団体等もご利用いただけます。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

☎ 0120-64-5005

一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所

☎ 03-6837-1359

(JAバンクに関するもの)

☎ 03-6631-3226

(JFマリンバンクに関するもの)

弁護士会 紛争解決センター 等

連絡先は当金庫ホームページより「苦情・ご相談など」のページをご覧ください。

● 相談・苦情等受付窓口の周知徹底

当金庫の相談・苦情等受付窓口は、当金庫ホームページ(<https://www.nochubank.or.jp/>)等により、お客さまへの周知に取り組んでいます。

ご相談・苦情は、コーポレートデザイン部
苦情相談室までご連絡ください。

☎ 03-3279-0111

(本店代表)

地域活性化・金融円滑化に向けた取組み

地方創生・地域活性化に資する取組み

● 次世代の農業経営者の育成

当金庫は、(一社)アグリフューチャージャパンのメインスポンサーとして、同社団が運営する日本農業経営大学校等への運営サポートを通じて、次世代の農業経営者育成を後押ししています。日本農業経営大学校では、2013年4月に開校して以来119名が卒業し、全国で就農しています。

2023年4月に開校10周年の節目を迎え、農業経営教育のすそ野の拡大に向けて、新たにオンラインスクールの展開を開始しました。2024年4月には、品川本校での教育をアグリビジネス領域におけるイノベーター育成を目指すカリキュラムへ転換するなど、更なる農業界への価値提供に挑戦していきます。

● 環境金融への取組み

2010年に環境分野に配慮した取組みを実践している会員・企業を評価する「農林水産環境格付制度」を導入しました。本制度の評価対象項目には、環境保全型の農林水産業や6次産業化への取組み等、当金庫独自の評価項目を取り入れ、企業等の環境対策をサポートしていきます。

● 農林水産みらい基金

当金庫は、農林水産業の更なる成長に向け、農林水産業者・事業者の主体的な取組みを後押しするとともに、これらの情報発信を推し進めることを目的として「農林水産みらいプロジェクト」を創設し、その実施主体として2014年に「農林水産みらい基金」を設立し、当金庫から200億円を拠出しました。

「農林水産みらい基金」においては、これまで累計66件に対して助成を行っており、2023年度も同様に5月から募集を開始しています。

● 日本農業法人協会との連携強化

2014年2月、全国約1,800社(2023年3月末時点で2,100社)の先駆的な農業法人を擁する(公社)日本農業法人協会と、包括的なパートナーシップ協定を締結しました。農業法人の設備投資や経営の効率化、農畜産物の付加価値向上など、同協会の会員が抱える課題に円滑に取り組めるようにするほか、当金庫の持つネットワークを活用し、取引先の開拓や農畜産物の輸出など幅広く支援することとしています。

2022年度には、毎年開催している都市部消費者に対して、全国の農業法人などが農産物の展示販売やワークショップなどを展開する「Farm Love with ファーマーズ&キッズフェスタ」(2010年度より協賛)や、意欲ある若手農業者を集めた「次世代農業サミット」(2016年度より協賛)への協賛などを行っています。

また、同協会が運営する農業労働力支援協議会においては、コロナ禍を通じた労働力不足の実態の把握や、解消に向けた対策拡充等において連携を進めています。

● グループ全体での地域活性化に向けた取組み

子どもたちの農業や食料に対する理解を深め、地域の発展に貢献することを目的とした「食農教育」に対する取組みとして、農業や食料について学習するための小学5年生向け教材本の贈呈を行っています。

2022年度は全国の小学校に教材本約130万冊を贈呈し、2008年度からの累計で2,000万冊以上配布しました。

お客さま本位の業務運営の実現に向けた取組み

JAバンクでは、組合員・利用者の希望するライフプランの実現に向けて、一人ひとりの資産状況やニーズに寄り添った提案を行うライフプランサポートに取り組んでいます。

この取組みの方向性は、金融庁の提唱する「顧客本位の業務運営」とも一致するものであり、そのため、当金庫、関係グループ会社、投資信託を取り扱うJA(農協)・JA信農連においては、「顧客本位の業務運営」に関する7つの原則を採択し、取組方針等を公表しています。

また、当金庫は、JA(農協)のお客さまのニーズを踏まえた金融商品・サービスを提供するため、JA(農協)が販売する投資信託について、商品性や手数料水準、投資効率などを定期的にチェックし、厳選した「JAバ

ンクセレクトファンド」を用意しているほか、2022年4月には、投資一任サービスの「JAバンク資産運用サービス」をラインナップに追加しています。また、2023年4月からは、JAバンク投信ネットサービスを開始し、お客さまの利便性の向上を図っています。

これらのお客さま本位のサービス提供実現のため、各種研修・プログラム・講演会を通じJA(農協)の取組態勢の強化および人材育成を図っています。

今後も取組方針に掲げた取組事項を着実に実践し、また、その内容を定期的に見直すなど改善を図りながら、農林水産業に携わるみなさまや地域社会のみなさまの事業や暮らしに寄り添った業務運営を、JAバンクや当金庫グループの企業文化として定着させていただきます。

金融円滑化に向けた取組み

● 金融円滑化にかかる方針

当金庫は、農林水産業者の協同組織を基盤とする金融機関として、農林水産業者・中小企業者のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくことは、最も重要な役割のひとつと位置付け、お客さまからのお借り入れの申込みに対する柔軟な対応、お客さまからの債務弁済にかかる負担軽減のお申込みに対する条件変更対応、お客さまからの経営相談への積極的な対応と経営改善に向けた取組みへの支援などを金融円滑化にかかる基本的な方針として定め、取り組んでいます。

また、この取組みを適切に進めるために、関係理事および関係執行役員を構成員とする会議での協議・報告、金融円滑化推進担当部署の指定、各本店で金融円滑化推進担当部署と連携する金融円滑化担当者の配置、お客さまからのご相談・苦情を受け付ける窓口の設置などの体制整備を行っています。

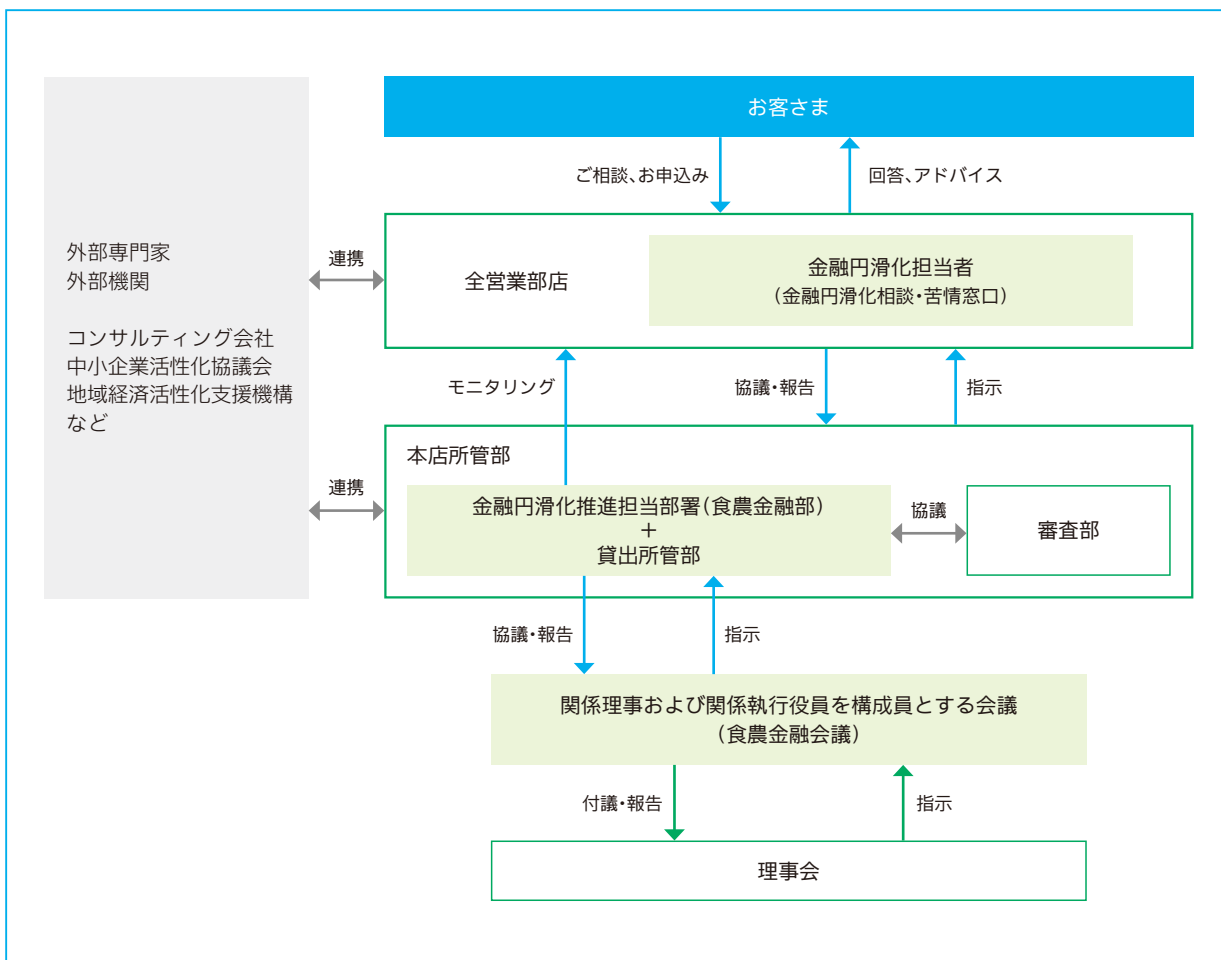
● お客さまの経営支援に関する取組み

当金庫は、経営改善・事業再生のためのサポートを必要とするお客さまについては、地域経済への影響なども十分に配慮しつつ重点的に対応することとしており、お取引窓口部店と金融円滑化推進担当部署が一体となって、計画の策定・実行、進捗の確認、必要に応じた計画の見直しなど、お客さまの取組みを支援しています。必要に応じてコンサルティング会社や中小企業活性化協議会、地域経済活性化支援機構等、外部の関係機関とも連携し、最適なソリューションの実現に向けて、さまざまな手段を活用して取り組んでいます。

● 「経営者保証に関するガイドライン」への対応方針

2013年12月に公表された「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、これを遵守するための体制整備を実施するとともに、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めています。

金融円滑化にかかる体制イメージ



必要人材群の形成と職員エンゲージメントの醸成

■ 基本方針

当金庫は、農林水産業と食と地域のくらしを支えるリーディングバンクの実現に向けて、人材マネジメントの基本方針(人材マネジメントポリシー)を定め、自律的にチャレンジ・変革し続ける人材を継続的に支援していきます。

人材マネジメントの基本方針 (人材マネジメントポリシー)

一次産業と地域への貢献意識を持って金融のプロとして自律的にチャレンジ・変革し続ける人材を継続的に支援する

この基本方針のもと、2023年4月に人事制度改正を実施し、「自律性」と「専門性」という2つの大きなコンセプトの柱を掲げ、職員が自律的に専門性を高めていき、組織の内外で活躍できること、その結果を組織の発展につなげていくことを目指し、職員の人材育成やキャリア形成の支援に力を入れています。

人材育成においては、共通して求められる要素を定義した共通コンピテンシーに加え、職務・機能単位で設定するジョブコンピテンシーを導入し、上司と部下の面接を通じて、求められる能力(コンピテンシー)の確認、仕事上さまざまな場面で発揮された行動の振り返り、評価、フィードバックを行うことにより、職員の専門性醸成に対する意識や取組みの促進を図っています。また、職員が自律的に参加可能な研修メニューを豊富に揃え、自律的な能力開発のサポートを行っています。

職員のキャリア形成においては、各職員の能力・適性・キャリア展望を踏まえた適所適材の配置・登用を行うとともに、次の業務を自律的に選択できるジョブポスティング制度や、業務経験機会提供に向けた国内外のトレーニー制度、活躍領域の拡大に向けたコース転換制度など、仕事を通じた職員の自己実現を支援しています。このほか、競争力のある外部人材の採用・登用にも積極的に取り組んでいます。

職員エンゲージメント醸成においては、フレックスタイム制度、ライフイベントを踏まえた転勤本人選択制度などの多様な働き方への取組みを進めるとともに、職員の健康管理と福利厚生制度の充実に取り組んでいます。健康管理では、長時間労働の抑制や定期健康診断に加え、スポーツクラブ・ジムの費用補助制度

や、専門医によるメンタルヘルス相談室の設置などを行っています。また、育児・介護支援への取組み、弁護士による法律相談制度の設置など、職員が職務に専心できる環境づくりに力を入れています。

■ 従業員エンゲージメント調査

当金庫では、毎年1回以上、全職員を対象とした調査を実施しており、2021年度よりエンゲージメント調査を導入しています。調査の結果は理事会などで報告し、調査結果の分析、課題の整理などを通じた可視化をもとに効果的な施策を検討・実施することで、職員が仕事内容や職場環境に価値を感じ、エンゲージメントを高め、これらの結果として組織の活力向上につながる姿を目指しています。

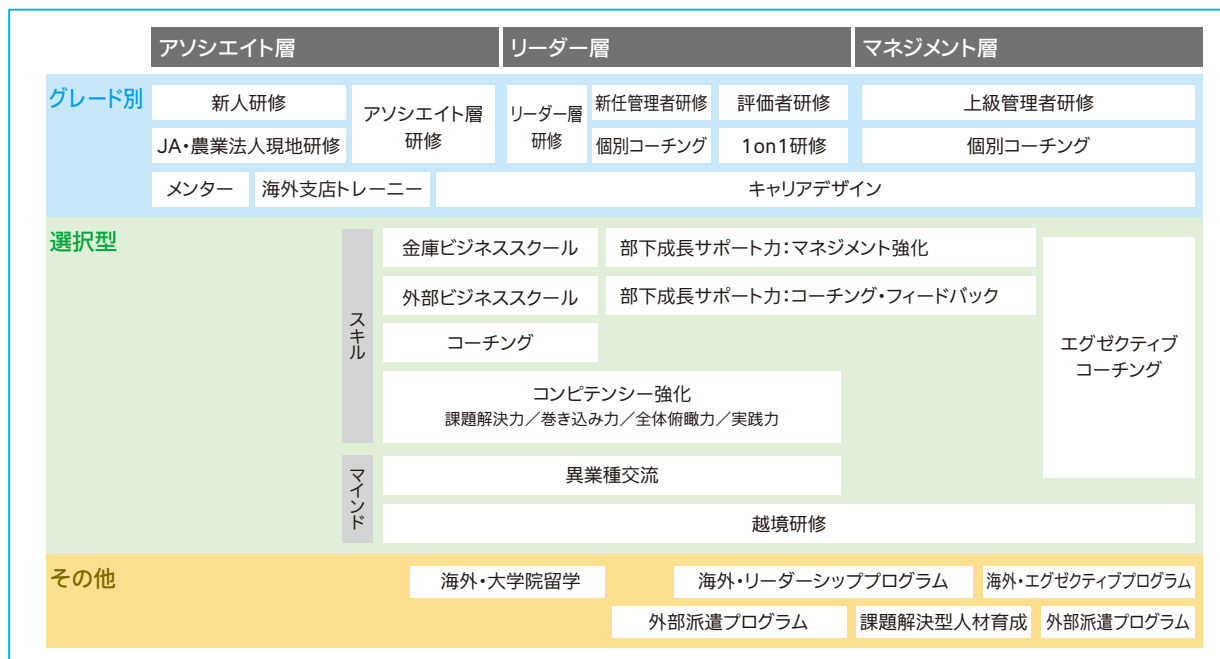
■ 人材育成の取組み

各種研修や外部派遣プログラム、リスキリング支援等多様な人材育成メニューを展開し、職員一人ひとりの自律的な学びを後押ししています。

階層別の育成体系として、アソシエイト層からマネジメント層まで、各グレードで求められる役割に応じたグレード別の研修を展開しています。また、職員一人ひとりがコンピテンシーの開発や新たな知識・スキルの習得、マインド醸成に向けて、各種研修、外部派遣プログラム、海外留学等に自律的に応募することができます。

当金庫の戦略実現に向けたテーマ型の育成体系も充実化を図っています。各事業における専門人材養成に向けては2024年度から導入するジョブグループ制度を見据え、ジョブグループごとの研修体系を整備、展開しています。また、DX人材育成や当金庫内外での活躍を後押しするリスキリング支援等も実施しています。

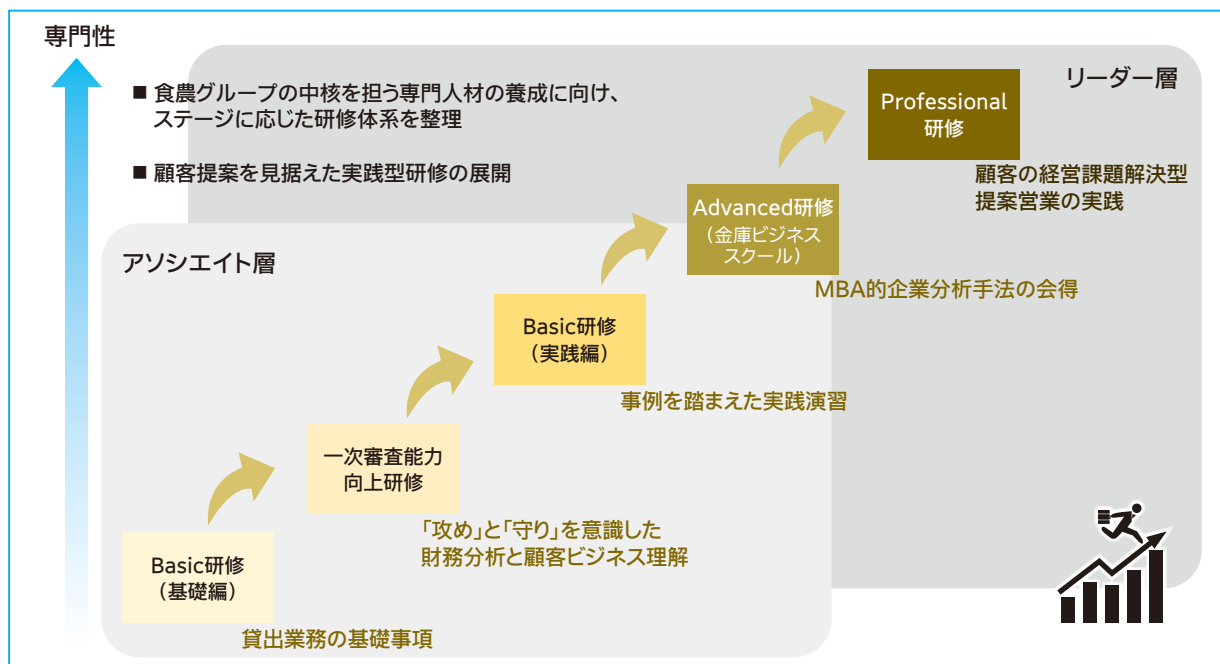
階層型の育成体系



テーマ型の育成体系



ジョブグループ別育成プログラム例 ～食農グループの人材育成～



必要人材群の形成と職員エンゲージメントの醸成

■ 人権と多様性の尊重

「魅力溢れる多様な職員が集うなかで、一人ひとりが自分と異なる世界(観)を尊重・歓迎し、違いを楽しみながら、異なる見方・考え方を積極的に受容し、心理的安全性のなかでお互いにオープンで活発な発想や意見を交わすなか、次々と新しい考え方やアイデアを生み出し、実践していく姿」を、「ダイバーシティ」の取組みで目指す職員の姿に描きながら、多様性を受入れ、包み込んでいく「インクルージョン」の視点とあわせ、「ダイバーシティ&インクルージョン」の推進に取り組んでいます。

互いの個性や創意工夫を尊重する透明性の高い組織風土の構築に向けては、環境・人権に関する教育・啓発方針を定め、すべての役職員を対象とする環境・人権研修を毎年実施するなど、役職員による人権課題への正しい理解を深めています。また、職場におけるハラスメントの防止についても、人権責任者・人権担当者の設置に加え、ハラスメント相談窓口を設置するなど、さまざまな取組みを実施しています。

■ 次世代育成支援・女性活躍推進の取組み

産前産後休暇、産休・育休取得者向けサポートプログラム、育児短時間勤務など、仕事と育児の両立支援やワークライフバランスの実現などに取り組んでおり、子育てサポート企業(プラチナくるみん)の認定を受けています。さらに、フレックスタイム制、時間単位休暇、勤務間インターバル、時差勤務、テレワーク等、働き方改革を促進する各種施策の導入と定着に向けた取組みを進めています。このほか、新卒採用者に占める女性割合の向上に加え、キャリアアップ支援として、女性職員キャリア開発フォーラムの開催、外部メンタープログラムの導入、異業種交流型外部研修への派遣、産育休復職者によるワーキンググループの開催等を実施し、女性職員同士のネットワーク構築も支援しています。また、外部講師を招いた女性活躍推進・働き方改革に関する研修等、当金庫内の意識醸成に向けた取組みも実施しています。

■ 障がい者活躍の取組み

当金庫のグループ会社と連携し、障がい者雇用の拡充を実現するべく、「農林中金ビジネスアシスト株式会社」を2016年12月に設立しました。当金庫は、障がい者が安心して働き続け、それぞれの能力や個性を遺憾なく発揮しながら持続的に活躍できる機会・職場環境の整備、職員同士が相互に理解を深める取組みを実施しています。



■ グローバル人材活躍の取組み

当金庫における国際分散投資はビジネスの柱であり、専門性の高い人材の現地採用を通じて、より一層グローバル化が進展しています。2022年には、経営トップが全海外拠点を訪問し、現地採用職員と対話を通じて、グローバルな視点でのダイバーシティの重要性とその発揮への期待を共有する等、グローバル人材の活躍・育成に向けた取組みを実施しています。

■ シニア人材活躍の取組み

シニア人材が、その豊かな知見・経験や能力を最大限活かして、さまざまな分野で活躍しています。一人ひとりの職員が、自律的に専門性を高めつつ、それぞれのキャリア観や働き方を踏まえて、組織の内外で継続的に活躍できるキャリアを選択できるよう、研修等を通じたキャリア形成支援・能力開発支援を行っています。

■ LGBTQへの理解深耕

性的指向・性自認等にかかわらず、自分らしく働ける職場づくり、性的指向・性自認等によるハラスメントや差別のない職場づくりに向けた取組みとして、LGBTQに関する理解深耕に向けた社内への情報発信や、eラーニング等を実施しています。

■ 役職員がパーパスに共感できる組織であり続けるために

● Myパーパスプロジェクト

役職員が「何のために・誰のために」働くのか、その意義を再認識するきっかけを提供することを目的として「Myパーパスプロジェクト」を2022年度から開始しました。

その一つとして、役職員が農家に出向き農作業を行う「JA援農支援隊」を実施しています。2023年6月までで計12回、延べ300人の役職員が参加しました。

● 社内広報の取組み

役職員がパーパスに共感し、パーパスを自分事化できている状態を目指し、職員が共有価値観に沿って実施した優良な取組みや、多様な人材が社内で活躍する姿を「社内広報」を通して発信しています。2022年度は計48回の情報発信を行いました。